第５章　放送及び有線放送

第１節　概　　況

１　放　　送

我が国の放送は，ＮＨＫと民間放送とによって行われており，放送の種類としては中波放送，短波放送，超短波放送（ＦＭ放送）及びテレビジョン放送がある。

国内放送については，昭和56年度末現在，放送事業者数はＮＨＫのほか民間放送が116社あり，これらの放送事業者が開設する放送局数は１万2,816局となっている。放送局数の内訳は中波放送局513局，短波放送局２局，超短波放送局499局，テレビジョン放送局１万1,801局である。また，民間放送116社の内訳はラジオ・テレビ兼営社36社，テレビ単営社62社，ラジオ単営社18社である。

一方，国際放送は，ＮＨＫがニュース，国情紹介等を短波帯の周波数を使用して21の言語で，一日延べ37時間にわたり，18の特定の区域向けの地域向け放送（リージョナル・サービス）及び全世界向けの一般向け放送（ジェネラル・サービス）を実施している。

２　有線放送

有線放送は，有線テレビジョン放送と有線ラジオ放送に大別される。

（１）　有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送は，主として辺地におけるテレビジョン放送の共同受信施設として普及してきたが，最近では，都市において急増している高層建築物等に起因するテレビジョン放送受信障害の最も有効な解消手段として

広く利用されているほか，施設の伝送容量が大きく多目的利用の可能性を有することから，単にテレビジョン放送の同時再送信のみならず，地域社会に密着した情報等を提供する自主放送を行うものも徐々に増加しつつある。

こうした状況を踏まえて郵政省は55年度から3か年計画で「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究」に着手し，都市における複数の有線テレビジョン放送施設を接続し大規模施設として技術的・経済的に最適なシステムを構成するための開発調査研究を進めているが，56年度は23GHz 帯の電波を用いたマイクロ波伝送実験等を行い，その調査研究結果を57年3月「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究報告書（有線テレビジョン放送施設の接続によるシステム性能に関する開発調査研究中間報告）」に取りまとめた。

また，この調査研究の一環として大規模化した有線テレビジョン放送施設における利用方法についても調査研究を行い，その結果を57年3月「大規模有線テレビジョン放送施設における利用方法に関する調査研究報告書」に取りまとめた。

56年度末現在における許可又は届出済みの有線テレビジョン放送施設の総数は，3万988施設（対前年度比9.3%増），受信契約者の総数は，333万4,535（対前年度比10.9%増）である。

（2）　有線ラジオ放送

有線ラジオ放送は当初，ラジオ放送を共同で聴取するものから始まったが，その後，農山漁村において地域情報を伝達するためのもの，都市において飲食店等に音楽を放送するためのもの，街頭において広告宣伝を行うためのものなどが次第に発達してきた。

56年度末現在における有線ラジオ放送施設数は9,120施設であるが，このうち778施設（8.5%）は，農山漁村において有線ラジオ放送業務に電話業務を併せ行う有線放送電話業務用の施設である。

第2節　放　　送

1　放送網の形成

(1)　放送局の置局

ア．中波放送

NHKについては，第1放送及び第2放送の2系統の放送の実施が可能となるようにしている。第1放送は報道，教育，教養，娯楽の各分野の番組を放送し，第2放送は教育番組を中心とした全国同一番組の放送を行うこととしている。民間放送については，主要な地域においては複数の放送が，その他の地域においては一の放送が可能となるようにしている。

周波数は，525kHz から 1,605kHz までの周波数帯を使用している。

イ．短波放送

NHKについては，国際放送の実施が可能となるようにし，民間放送については，1社に対し全国放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は，3，6，7，9，11，15，17 及び 21MHz 帯の各周波数を使用している。

ウ．超短波放送

NHKについては，全国1系統の放送の実施が可能となるようにし，民間放送については，東京，名古屋，大阪及び福岡の4地区において，超短波放送の特質を生かした放送の実施が可能となるようにしてきたところであるが，53年12月，民放超短波放送については，なるべく早い機会に全国的に行きわたらせる方針を明らかにし，この方針に基づいて，53年12月，上記4地区のほかに札幌，仙台，静岡及び広島の4地区に周波数割当てを行った。

さらに，55年6月，金沢，松山及び長崎の3地区に周波数の割当てを行った。

周波数は，76MHz～90MHz 帯の周波数を使用している。

エ．テレビジョン放送

ＮＨＫの放送については，総合番組局の放送及び教育専門局の放送がそれぞれ全国的に可能となるようにしている。

民間放送については，次の放送が可能となるようにしている。

① 京浜広域圏，中京広域圏，京阪神広域圏，北海道，宮城県，広島県及び福岡県においては四つ以上の放送。ただし，広域圏内の各府県（東京都を除く。）においてはそのほかに一つの放送

② 静岡県においては四つの放送。福島県，新潟県，長野県，熊本県及び鹿児島県においては三つの放送

③ 岡山県及び香川県においては，これらを併せた地域で五つの放送。鳥取県及び島根県においては，これらを併せた地域で三つの放送

④ 上記①，②及び③以外の地域においては，県の区域ごとに二つの放送

周波数は，VHF 帯 12ch（第１～第 12ch），UHF 帯 50ch（第13～第62ch），及び SHF 帯 18ch（第63～第80ch）合計 82ch を使用することとしている。

（２） 放送局の設置状況

56年度末現在における放送局の設置状況は，第２―５―１表のとおりである。

２　放送時間

（１） ＮＨＫ

56年度における中波放送，超短波放送及びテレビジョン放送の放送事項別放送時間は，第２―５―２表，第２―５―３表及び第２―５―４表のとおりである。放送事項別の放送時間の比率は，前年度とほとんど変化はなかった。

（２） 民間放送

56年度における民間放送の１日当たりの放送時間は第２―５―５表のとお

第 2—5—1 表　放送局の設置状況　（56年度末現在）

区別	NHK		民間放送		局数合計
	区別	局数	社数	局数	
中波放送	第1放送	177	48	195	513
	第2放送	141			
	計	318			
短波放送	国内放送	—	1	2	3
	国際放送	1	—	—	
	計	1	1	2	
超短波放送	—	489	5	10	499
テレビジョン放送	総合番組局	3,354	98	5,167	11,801
	教育専門局	3,280			
	計	6,634			
合計		7,442	—	5,374	12,816

（注）　局数は中継局数を含む。

第 2—5—2 表　NHKの中波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区別	放送事項	55年度			56年度		
		1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間
		時間 分	%	時間 分	時間 分	%	時間 分
第1放送	報道	55 50	41.9	19 03	54 56	41.1	19 05
	教育	3 23	2.5		3 39	2.7	
	教養	38 12	28.6		38 51	29.1	
	娯楽	35 58	27.0		36 10	27.1	
	計	133 23	100.0		133 36	100.0	
第2放送	教育	99 01	76.4	18 30	98 56	76.4	18 30
	教養	15 31	12.0		15 34	12.0	
	報道	15 00	11.6		15 00	11.6	
	計	129 32	100.0		129 30	100.0	

「放送番組統計」（NHK）による。

第 2—5—3 表　NHKの超短波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

放送事項	55年度 1週間平均放送時間	55年度 放送時間比率	55年度 1日当たり平均放送時間	56年度 1週間平均放送時間	56年度 放送時間比率	56年度 1日当たり平均放送時間
	時間 分	%	時間 分	時間 分	%	時間 分
報道	18 32	14.7	18 01	18 47	14.9	18 04
教育	9 19	7.4		9 25	7.4	
教養	54 42	43.4		54 06	42.8	
娯楽	43 35	34.5		44 11	34.9	
計	126 08	100.0		126 29	100.0	

「放送番組統計」（NHK）による。

第 2—5—4 表　NHKのテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区別	放送事項	55年度 1週間平均放送時間	55年度 放送時間比率	55年度 1日当たり平均放送時間	56年度 1週間平均放送時間	56年度 放送時間比率	56年度 1日当たり平均放送時間
		時間 分	%	時間 分	時間 分	%	時間 分
総合番組局	報道	45 48	37.0	17 41	45 49	36.7	17 50
	教育	20 06	16.3		19 56	16.0	
	教養	28 53	23.3		29 29	23.6	
	娯楽	29 00	23.4		29 39	23.7	
	計	123 47	100.0		124 53	100.0	
教育専門局	教育	98 54	78.5	18 00	99 52	79.3	18 00
	教養	24 53	19.7		23 36	18.7	
	報道	2 16	1.8		2 32	2.0	
	計	126 03	100.0		126 00	100.0	

「放送番組統計」（NHK）による。

りであり，放送事項別放送時間比率は，第２—５—６表及び第２—５—７表のとおりである。

また，各放送の種類ごとの放送番組のうち教育番組及び教養番組を合わせた時間比率は，ラジオ放送24.9％(前年同期25.6％)，テレビジョン放送36.3

第 2—5—5 表　民間放送のラジオ及びテレビの1日当たりの放送時間

区別	56年第1期(1月～3月)		57年第1期(1月～3月)	
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ
	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
1日当たり平均放送時間	22 26	17 25	22 42	17 38
1日当たり最高放送時間	23 41	20 50	23 41	20 52
1日当たり最低放送時間	17 05	5 53	17 05	6 45

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注)　中波放送，短波放送及び超短波放送の合計53社，テレビジョン放送の合計96社（56年第1期は94社）の平均である。

第 2—5—6 表　民間放送のラジオ放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	56年第1期(1月～3月)			57年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
	%	%	%	%	%	%
報道	14.1	11.0	13.5 (6.0)	13.7	11.1	13.2 (5.9)
教育	6.1	3.9	5.6 (5.0)	5.9	3.5	5.4 (4.7)
教養	20.6	17.6	20.0 (27.5)	20.1	17.0	19.5 (27.4)
娯楽	20.1	21.5	20.4	22.6	22.5	22.6
音楽	36.6	44.6	38.2 (61.0)	34.2	44.5	36.3 (61.5)
スポーツ	1.2	0.5	1.1	1.8	0.5	1.5
広告	1.1	0.2	0.9	1.0	0.2	0.8 (0.1)
その他	0.2	0.7	3.0 (0.4)	0.7	0.7	0.7 (0.4)
計	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0 (100.0)
商業・自主番組の比率	79.7 (73.4)	20.3 (26.6)	100.0 (100.0)	79.9 (76.2)	20.1 (23.8)	100.0 (100.0)

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注)　1.　中波放送，短波放送及び超短波放送の合計53社の平均である。

2.　「商業番組」とは放送番組のうち広告主に売られている番組をいい，「自主番組」とはその他の番組をいう。

3.　「全放送番組」の欄及び「商業・自主番組の比率」の欄における（　）内は，超短波放送4社平均の再掲である。

第 2—5—7 表　民間放送のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	56年第1期(1月～3月)			57年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
	%	%	%	%	%	%
報　道	13.5	14.4	13.7	13.6	15.5	13.9
教　育	12.5	11.4	12.3	12.5	12.0	12.4
教　養	24.7	21.8	24.3	24.4	20.8	23.9
娯　楽	46.5	46.6	46.5	46.6	45.2	46.4
スポーツ	2.1	1.6	2.0	2.3	1.9	2.2
広　告	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
その他	0.2	3.7	0.7	0.1	4.0	0.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業・自主番組の比率	85.9	14.1	100.0	86.1	13.9	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注)　1.　テレビジョン放送の合計96社の平均である。

2.　「商業番組」とは放送番組のうち広告主に売られている番組をいい，「自主番組」とはその他の番組をいう。

%（前年同期36.6%）であって前年同期と大きな変化はなく，商業番組の占める比率も前年同期と大きな変化はない。

なお，広告主の産業別比率は第2—5—8表のとおりであって，前年同期と大きな変化がなく，ラジオ放送及びテレビジョン放送とも製造業が最高位を占めている。

3　放送の受信状況

NHKが56年11月に行った全国視聴率調査によれば，テレビジョン放送（NHK及び民間放送）に対する国民の接触者率（テレビジョン放送を少しでも見た人の割合。）は，平日92%でほとんどの国民が何らかのかたちでテレビジョン放送を見ていることを示している。また，視聴時間は，平日一日平均3時間30分となっている。一方，ラジオ放送に対する国民の接触率は，平日31%であり，テレビジョン放送に比較して国民の接触率は低く，聴取時

第 2—5—8 表　広告主の産業種別放送時間比率

分類		56年第1期（1月～3月）		57年第1期（1月～3月）	
		ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ
農林・漁業		0.3%	0.5%	0.3%	0.5%
鉱業・建設業		1.1	1.5	0.9	1.4
製造業		51.8	64.8	51.3	65.0
	調味料	1.3	3.1	1.4	3.1
	飲料	4.3	6.6	4.7	6.5
	その他の食料品	5.5	14.3	5.2	13.9
	印刷出版	5.2	0.9	4.4	0.9
	繊維紡績その他の製品	1.5	2.0	1.9	2.4
	医薬品	1.3	6.5	1.5	6.5
	石けん・化粧品	3.1	12.2	3.4	11.8
	肥料その他の化学製品	0.6	1.3	0.6	1.4
	レコード	4.4	0.1	3.6	0.2
	機械・器具	18.2	11.4	16.7	11.7
	その他の製造品	6.4	6.4	7.4	6.6
商業		22.9	14.0	23.0	13.8
	百貨店	2.1	2.0	1.9	2.1
	その他の商業	20.8	12.0	21.1	11.7
金融・保険業		2.5	1.5	3.0	1.7
	金融・証券	1.8	0.7	2.2	0.9
	保険	0.7	0.8	0.3	0.8
運輸・通信・その他の公益事務		3.9	2.6	4.2	2.6
	運輸	2.1	1.2	2.5	1.1
	公益事業	1.2	0.8	1.2	1.1
	その他	0.6	0.5	0.5	0.4
サービス業		12.2	8.2	12.4	7.5
	映画劇場及び興業	1.3	0.9	1.1	0.9
	教育	2.0	0.6	2.3	0.5
	非営利団体	2.3	0.7	2.3	0.8
	案内代理業	1.4	1.3	1.5	0.6
	旅館	0.8	1.7	0.8	1.6
	その他	4.4	3.0	4.4	3.1
公務		2.1	3.0	1.7	2.8
その他の産業		3.2	3.9	3.2	4.7
計		100.0	100.0	100.0	100.0

「番組統計」（日本民間放送連盟）による。

（注）　中波放送，短波放送及び超短波放送の合計53社，テレビジョン放送の合計96社の平均である。

第 2—5—9 表　テレビ・ラジオ接触者率の変化

（全国，7歳以上の国民）

調査年月		54. 6	54. 11	55. 6	55. 11	56. 6	56. 11
テレビ	平日	92%	93%	91%	92%	92%	92%
	日曜	91	93	91	92	92	93
ラジオ	平日	31	33	32	32	33	31
	日曜	24	23	23	22	24	21

「全国視聴率調査」（NHK）による。

第 2—5—10 表　テレビ・ラジオ平均視聴時間量

（全国，7歳以上の国民）

区別		調査年月	午前	午後	夜間	1日
			時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
テレビ	平日	55. 11	43	46	1 58	3 26
		56. 11	43	45	2 03	3 30
	日曜	55. 11	46	1 16	2 06	4 08
		56. 11	47	1 15	2 10	4 11
ラジオ	平日	55. 11	19	15	10	43
		56. 11	18	15	9	41
	日曜	55. 11	11	9	7	27
		56. 11	11	9	7	27

「全国視聴率調査」（NHK）による。

（注）　午前 6：00～12：00（ラジオについては午前 5：00～12：00），午後 12：00～18：00，夜間 18：00～24：00

第 2—5—11 表　NHKの受信契約者数の推移

（年度末現在）

年度	普通契約者数	カラー契約者数	計
52	3, 345, 790	24, 427, 429	27, 773, 219
53	3, 100, 317	25, 293, 365	28, 393, 682
54	2, 920, 295	26, 011, 397	28, 931, 692
55	2, 777, 063	26, 485, 928	29, 262, 991
56	2, 661, 330	27, 128, 065	29, 789, 395

（注）「普通契約」とはテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいい，「カラー契約」とはテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

間も少ないが，ラジオ放送は，聴取者態様の変化に対応することによって，安定した聴取状況を保っている（第２—５—９表及び第２—５—10表参照）。

ＮＨＫの受信契約者数は，第２—５—11表のとおり逐年増加し，56年度末現在，普通契約266万1,330件，カラー契約2,712万8,065件，合計2,978万9,395件となっている。

4　テレビジョン放送の難視聴解消

（1）　難視聴の現状

ア．辺地におけるテレビジョン放送の難視聴

テレビジョン放送は，現在，全国的にほとんどの地域で受信できるようになっているが，一部の地域において，既設のテレビジョン放送局の送信アンテナから遠隔の地にあるため，あるいは自然地形によって電波が遮られるためテレビジョン放送の良好な受信が困難な状態にある。このような状態を通常，辺地難視聴といっている。

56年度末現在の全国の辺地難視聴世帯数は，ＮＨＫについては約44万世帯，民間放送については約123万世帯と推定される。

イ．都市におけるテレビジョン放送の受信障害

近年，都市においては中高層建築物，高架鉄道，高架道路，送電線等によりテレビジョン放送電波が遮られたり，反射したりすることが原因となって，画面にスノー・ノイズと呼ばれる細かいはん点が現れたり，ゴーストと呼ばれる多重像が現れる現象が生じている。

このように都市化の進展に伴い，中高層建築物等様々の原因によりテレビジョン放送の映りが悪くなる現象を都市受信障害といっている。

56年度末現在，都市受信障害世帯数は，全国で約60万世帯と推定されている。

（2）　難視聴の解消

ア．辺地難視聴の解消

辺地難視聴については，中継局及び共同受信施設の設置により措置してい

る。50年度から設置が始まった極微小電力テレビジョン放送局（ミニサテ）の普及，ＮＨＫ及び民間放送による中継局の共同建設の推進，ＮＨＫによる共同受信施設の設置等により辺地難視聴の解消が進められている。ＮＨＫ及び民間放送の年度別措置状況は，第２－５－12表及び第２－５－13表のとおりである。

また，郵政省は，54年10月，微小電力テレビジョン放送局の置局費用の低廉化に関する研究の報告書を取りまとめたが，この研究の成果を活用した中継局は，55年12月に静岡県において開設されたのを初めとして，辺地難視聴の解消のために利用されている。

しかし，近年，地域によっては置局要望に対し，従来の方法では周波数を選定できない場合があり，これを解決するため，56年度において郵政省内に「テレビジョン同期放送に関する技術懇談会」を設置し，同一チャンネルの飛躍的な利用効率が期待されるテレビジョン同期放送に関して調査研究の方針及び方法を取りまとめた。57年度は，これらを踏まえてテレビジョン同期放送に関する研究の状況及び関連技術の動向等の基礎的調査を実施することとしている。

こうした中継局設置の増加の一方で，残存難視聴地域が散在し，一中継局

第 2—5—12 表　ＮＨＫの年度別辺地難視聴解消措置状況

年度	中継局設置地区数	中継局建設局数		共同受信施設設置数
		総合番組局	教育専門局	
52	200	200	197	900
53	200	199	193	900
54	180	178	172	720
55	150	150	145	550
56	138	137	126	370

第 2—5—13 表　民間放送の年度別中継局設置状況

年度	52	53	54	55	56
中継局建設局数	499	626	593	594	489

当たりの対象世帯数が少なくなり，解消効率は悪化してきており，また，共同受信施設による解消についても，その効率は悪化し，受信者の負担は極めて大きなものとなってきている。

このような現状を踏まえ，当面放送事業者による解消が見込めない地域に設置する辺地共同受信施設に対し，その設置費の一部を国が補助する制度を54年度に創設し，54年度から56年度までにおいて，31道府県の653施設に対し約6億3,000万円の補助を行った。なお，本制度は，57年度も継続することとしている。

イ．都市受信障害の解消

都市受信障害は，近年高層建築物の増加，特に超高層建築物の出現により大規模化の様相を呈してきている。

郵政省は，51年「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」を策定し，建築主，受信者等の当事者が受信障害解消について協議する際の当面の基準的考え方を明らかにし，当事者間に紛争が生じないよう指導を行ってきた。また，受信障害の解消手段としては，主として有線による共同受信施設が利用されてきたが，受信障害の態様によっては，ＳＨＦ帯の周波数による放送が有効であるので，ＳＨＦテレビジョン放送局の免許方針等を策定し，受信障害の解消に無線も活用できる道を開いたが，このＳＨＦテレビジョン放送局は，54年6月東京都足立区において初めて実用化された。

一方，地方公共団体においても，受信障害の予防と解消に関する条例，指導要綱を策定するものが多くなっている。

以上の経過を通じ，最近では受信障害の多くは，当事者間の協議により解消されており，解消のための施設の設置費用は，ほぼ建築主が負担していると認められる。

しかしながら，当事者間の協議には，解決までに多大の労力と時間を要する上，受信障害解消施設の維持管理の在り方，建築主が複数の場合の費用負担の在り方等，多くの問題がある。

これらの問題を解決するため，関係者の受信障害解消に対するそれぞれの

責務を明らかにし，受信障害解消の方策を制度化することが要望されている。

このため，郵政省は，53年度において省内に部外学識経験者から成る「テレビジョン放送の受信障害に関する調査研究会議」を設置し，制度的解消の具体策の検討を行った。

また，55年度には省内に「受信障害の認定基準に関する調査研究会議」を設置し，客観的評価手法による受信障害の認定基準策定のための調査研究を行った。

さらに，56年度には，この結果を踏まえて，テレビジョン放送の受信障害の程度を表す客観的な評価量「ゴースト基本評価 DU 比（PDUR)」を能率的に測定し，迅速に処理するための自動測定処理システムの開発研究を行い，測定装置の基本仕様等を取りまとめた。

57年度は，都市における複合受信障害等の発生に関する調査研究及びゴースト波の発生源を探知するシステムの開発研究を行うこととしている。

5　放送大学

放送大学については，その設置主体であり放送局の開設主体でもある放送大学学園が放送大学学園法（昭和56年法律第80号）に基づき，56年７月１日設立された。

放送大学学園では，放送大学を設置し，60年度から63年度までを第１期計画として関東地域を対象に授業を行うことを予定しており，56年10月31日，文部大臣に学校教育法に基づく放送大学設置認可申請を行った。

放送大学学園が設置する放送局は，東京タワーからテレビジョン放送（ＵＨＦ）及びＦＭ放送を行い，また，群馬県に設置する県域送信所から中継放送を行うこととしており，現在，電波圏等調査を実施するなどして放送システムの検討を行っている。

郵政省としては，放送秩序の維持を図りつつ，大学教育のための放送の普及発達を図る観点から，今後とも文部省等関係方面とも緊密な連絡を図りな

がら放送大学学園の適正かつ円滑な運営に対処することとしている。

6　多重放送

テレビジョン音声多重放送は，53年9月から実用化試験局として実施され，当初は，技術的・制度的に問題の少ないステレオホニック放送及び二か国語放送のみを認める方針をとっていたが，その後55年12月には，テレビジョン放送番組と同時性があり，かつ，内容において関連性を有するものに限り，広くその利用を認めるとともに，災害に関する情報については，放送番組との同時性，関連性を考慮することなく随時実施できるよう，利用方法の拡大を図った。

こうして，57年3月末までにNHK（東京，大阪，名古屋等全国11地区の総合番組局）及び民放53社が実用化試験局の免許を受けて，テレビジョン音声多重放送を実施しているが「放送法等の一部を改正する法律（昭和57年法律第60号）」の施行に伴い，今後，実用局として免許される道が開かれた。

また，文字放送についても，同法の施行によって実用化の道が開かれた。

7　国際放送

国際放送には，郵政大臣の命令による国際放送とNHKの業務としての国際放送とがあり，NHKはこれらを一体として行っている。

放送番組は，ニュース等報道番組が約66％でその大半を占め，次いで国情紹介番組が約29％となっている。使用周波数帯は6，7，9，11，15，17及び21MHz 帯である。

56年度における国際放送の実施状況の概要は，次のとおりである。

（1）放送区域

ア．地域向け放送（18）

欧州，欧州（ロシア），北米東部，北米西部，中米，アフリカ，中東・北アフリカ，南米，ハワイ，アジア大陸（北部），アジア大陸（中部），アジア大陸（南部），豪州・ニュー・ジーランド，東南アジア，南西アジア，比島・

インドネシア，東アジア，朝鮮

イ．一般向け放送

世界全区域

（2） 放送時間（1日延べ37時間）

地域向け放送延べ23時間30分，一般向け放送13時間30分である。

（3） 使用語（21）

英語，ドイツ語，フランス語，スウェーデン語，イタリア語，スペイン語，ポルトガル語，ロシア語，中国語，インドネシア語，マレー語，タイ語，ビルマ語，ヴィエトナム語，ヒンディ語，ウルドゥ語，ベンガル語，アラビア語，スワヒリ語，朝鮮語，日本語

（4） 中継放送の実施

欧州地域及び中東地域における受信状況の改善を図るため，54年10月1日から，ポルトガルのシネス送信所を利用して1日1時間一般向け放送の中継放送を実施し，成果を上げている。

8　事業経営状況

（1） N　H　K

ア．事業収支状況

56年度の収支決算は第2—5—14表のとおりである。これによると，56年度の経常事業収入は，2,816億円であり，前年度に比べ102億円の増加となった。このうち，その大部分を占める受信料収入は，2,730億円で前年度に比べ92億円増であり，普通受信料収入は132億円，カラー受信料収入は2,598億円となっている。

一方，経常事業支出は2,668億円であり，前年度に比べ159億円の増加となっている。この結果，経常事業収支においては，148億円の収支差金を計上した（第2—5—15表参照）。

イ．資産，負債及び資本の状況

56年度末における貸借対照表の概要は，第2—5—16表のとおりであり，

第 2—5—14 表　NHKの損益計算書

（単位：百万円）

区別	55 年度	56 年度	増減(△)
経常事業収入	271,431	281,576	10,145
受信料	263,839	273,016	9,177
交付金収入	1,191	1,004	△ 187
雑収入	6,401	7,556	1,155
経常事業支出	250,901	266,799	15,897
給与	86,576	92,580	6,004
国内放送費	66,760	71,310	4,550
国際放送費	1,658	1,721	63
営業費	37,098	39,324	2,226
調査研究費	3,115	2,971	△ 144
管理費	34,811	38,122	3,311
減価償却費	17,170	17,687	517
財務費	3,713	3,084	△ 629
経常事業収支差金	20,530	14,777	△5,753
特別収入	614	803	189
特別支出	445	373	△ 72
事業収支差金	20,699	15,207	△5,492

その資産総額は2,343億円で，前年度末に比べ219億円の増加となっている。このうち，固定資産は1,593億円であり，前年度末に比べ91億円の増加となっている。このほか，流動資産は669億円で，前年度末に比べ102億円の増加，特定資産及び繰延勘定は81億円で，前年度末に比べ26億円の増加となっている。

負債総額は938億円，資産総額に対し40.0％で，前年度末に比べ67億円の増加となっている。このうち，放送債券は327億円，長期借入金は94億円である。

また，資本総額は1,405億円であり，前年度末に比べ152億円の増加となっている。

第 2—5—15 表　NHKの経常事業収支（決算額）の推移

（単位：百万円）

区分 / 年度	経常事業収入	経常事業支出	経常事業収支差金
52	209, 124	190, 359	18, 765
53	214, 136	209, 914	4, 222
54	219, 107	229, 664	△ 10, 557
55	271, 431	250, 901	20, 530
56	281, 576	266, 799	14, 777

第 2—5—16 表　NHKの貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	55 年度末	56 年度末	増　減 (△)
（資　産　の　部）			
流　動　資　産	56, 699	66, 937	10, 238
固　定　資　産	150, 208	159, 278	9, 070
特　定　資　産	5, 239	7, 745	2, 506
繰　延　勘　定	275	338	63
資　産　の　部　合　計	212, 421	234, 298	21, 877
（負債及び資本の部）			
流　動　負　債	37, 152	38, 589	1, 437
固　定　負　債	49, 993	55, 226	5, 233
（負　債　合　計）	(87, 145)	(93, 815)	(6, 670)
資　本	75, 000	75, 000	0
積　立　金	29, 577	50, 276	20, 699
当期事業収支差金	20, 699	15, 207	△ 5, 492
（資　本　合　計）	(125, 276)	(140, 483)	(15, 207)
負　債　及　び　資　本　合　計	212, 421	234, 298	21, 877

（2）民間放送

民間放送の収入は，主として企業の広告費に依存しているが，56年の経済動向を概観してみると，大企業の設備投資は，一部の業種については堅調であったものの，個人消費は昨年に引き続き低迷し，また，民間住宅投資は大幅に減少するなど経済情勢は停滞気味のまま推移した。

第 2—5—17 表　国民総生産と民間放送事業者のラジオ・テレビ収入の推移

52年度＝100　　（単位：億円）

年度	国民総生産		ラジオ収入		テレビ収入		ラジオ収入・テレビ収入合計		B/A	C/A	D/A
	金額(A)	指数	金額(B)	指数	金額(C)	指数	金額(D)	指数			
52	1,914,263	100	936	100	6,395	100	7,331	100	0.05%	0.33%	0.38%
53	2,106,359	110	1,055	113	7,224	113	8,279	113	0.05	0.34	0.39
54	2,247,766	117	1,221	130	8,147	127	9,368	128	0.05	0.36	0.42
55	2,404,273	126	1,334	143	8,529	133	9,863	135	0.06	0.35	0.41
56	2,485,337	130	1,425	152	9,129	143	10,554	144	0.06	0.37	0.42

（注）1.　56年度の国民総生産は，経済企画庁が57年３月に発表した速報値である。
2.　ラジオ収入及びテレビ収入は，日本民間放送連盟資料による。

第 2—5—18 表　民間放送事業者の収支状況　（単位：百万円）

事業別＼項目	営業収入	営業外収入	計	営業費用	営業外費用	計	利益
中波放送・テレビジョン放送 兼営社	419,839	12,947	432,786	381,805	12,192	393,997	38,789
VHFテレビジョン放送 兼営社（34社）	412,653	12,781	425,434	374,412	11,803	386,215	39,219
UHFテレビジョン放送 兼営社（2社）	7,186	166	7,352	7,393	389	7,782	△ 430
テレビジョン放送 単営社	591,046	18,504	609,550	529,609	18,230	547,839	61,711
VHFテレビジョン放送 単営社（14社）	432,089	9,397	441,486	397,958	6,509	404,467	37,019
UHFテレビジョン放送 単営社（48社）	158,957	9,107	168,064	131,651	11,721	143,372	24,692
中波放送・短波放送・超短波放送 単営社	73,284	2,589	75,873	64,782	2,155	66,937	8,936
中波放送単営社（12社）	55,494	1,811	57,305	50,906	1,582	52,488	4,817
短波放送単営社（1社）	3,810	160	3,970	3,466	67	3,533	437
超短波放送単営社（5社）	13,980	618	14,598	10,410	506	10,916	3,682
合計（116社）	1,084,169	34,040	1,118,209	976,196	32,577	1,008,773	109,436

（注）　本表は，各民間放送事業者の57年3月期を最終とする最近の1か年間の収支状況を集計したものである。

このような情勢を反映したため，56年の我が国の総広告費は対前年比8.2％増の２兆4,600億円となった。

このうちラジオ広告費は対前年比8.1％増と50年以来６年ぶりに１けたの伸びにとどまり，テレビも6.4％増と，前半に引き続き１けたの伸びにとどまった。これは，スポット収入が低調だったことによる影響が大きいと思われる。ちなみに雑誌は13.2％増と比較的高い伸びを示したが，新聞は７％増にとどまり，その伸びは低下している。

国民総生産とラジオ収入及びテレビ収入との関係は，第２－５－17表のとおりである。

56年度の民放全社の収支状況は，第２－５－18表のとおりであるが，総体的に営業収入の伸び（6.9％）が低かったにもかかわらず，営業費用の伸び（8.7％）が大きかったこともあって，利益は0.9％の減となった。

民放116社中，14社が欠損を計上し，また，116社中，56年度配当を行った会社は92社であり，このうち新たに配当を始めた会社はＵＨＦテレビジョン放送単営社１社である。

なお，56年度の配当状況は，第２－５－19表のとおりである。

第 2—5—19 表　民間放送事業者の配当状況

事業別＼配当率（％）	0	5	6	8	10	12	13	15	20	計
中波放送・ＶＨＦテレビジョン放送兼営社					5	18	5	5	1	34
中波放送・ＵＨＦテレビジョン放送兼営社	2									2
ＶＨＦテレビジョン放送単営社					2	8	2	2		14
ＵＨＦテレビジョン放送単営社	15	2	1	2	13	11	1	2	1	48
中波放送単営社	6		1		1	4				12
短波放送単営社						1				1
超短波放送単営社	1			1		3				5
合　計	24	2	2	3	21	45	8	9	2	116

（注）　配当率は，普通配当のみである。

第3節　有線放送

1　有線テレビジョン放送

年度別・規模別に見た有線テレビジョン放送施設数及び受信契約者数は，第2－5－20表のとおりである。

56年度末における有線テレビジョン放送施設数を規模別に見ると，その構成比は許可施設1.1%，業務開始届出施設57.5%，小規模施設41.4%となっている。引込端子数が501以上の大規模な有線テレビジョン放送施設の設置については，郵政大臣の許可を要するが，許可施設数（廃止件数を除く。）は354施設（対前年度比9.3%増）である。引込端子数が51以上の施設及び引込端子数が50以下の施設で自主放送を行うものは，業務開始の届出を要するが，業務開始届出施設（許可施設数を除く。）は，1万7,801施設（対前年度比9.1%増）である。引込端子数が50以下の小規模施設でテレビジョン放送の同時再送信のみを行うものは，業務開始の届出を要せず有線電気通信法に基づく設備設置の届出を要するが，届出済みの小規模施設数は1万2,833施設（対前年度比11.9%増）である。また，施設規模別の受信契約者数の構成比は，許可施設17.3%，業務開始届出施設（許可施設を除く。）72.6%，小規模施設10.1%である。最近においては，施設規模が大型化していく傾向にある。

56年度末現在における有線テレビジョン放送施設を都道府県別に見ると第2－5－21表のとおりである。東京都，大阪府，兵庫県，神奈川県，愛知県が多いが，これらの都府県ではビル陰などによるいわゆる都市受信障害が多く，その解消手段として有線テレビジョン放送が使われているためである。

なお，ここ2～3年東北新幹線建設に伴うテレビジョン放送受信障害を解消するための施設が同新幹線沿線地域に増加しており，53年度末に比して宮城県55.2%増，岩手県46.1%増となっている。

第 2—5—20 表　年度別・規模別有線テレビジョン放送施設数及び受信契約者数

区分 / 年度	許可施設（引込端子数 501 以上）		業務開始届出施設（引込端子数 500～51）		小規模施設（引込端子数 50 以下）		計	
	施設数	受信契約者数	施設数	受信契約者数	施設数	受信契約者数	施設数	受信契約者数
52	195	268, 156	11, 231	1, 450, 976	8, 086	231, 715	19, 512	1, 950, 847
53	225	356, 336	13, 086	1, 705, 664	9, 058	252, 426	22, 369	2, 314, 426
54	274	467, 502	14, 848	1, 972, 143	10, 212	278, 886	25, 334	2, 718, 531
55	324	514, 084	16, 318	2, 183, 495	11, 471	307, 987	28, 113	3, 005, 557
56	354	575, 956	17, 801	2, 420, 952	12, 833	337, 627	30, 988	3, 334, 535

（注）　引込端子数50以下の施設で自主放送を行うものは，小規模施設として計上せず，業務開始届出施設に含めた。

第 2—5—21 表　都道府県別・規模別有線テレビジョン放送施設数

(56年度末現在)

都道府県	許可施設	業務開始届出施設	小規模施設	計	都道府県	許可施設	業務開始届出施設	小規模施設	計
北海道	13	454	705	1,172	滋賀	—	206	169	375
青森	2	95	91	188	京都	8	534	362	904
岩手	8	223	146	377	大阪	32	1,450	477	1,959
宮城	13	182	190	385	兵庫	41	1,177	692	1,910
秋田	—	170	125	295	奈良	1	174	195	370
山形	—	158	175	333	和歌山	4	272	255	531
福島	15	269	221	505	鳥取	—	129	161	290
茨城	2	194	82	278	島根	1	269	185	455
栃木	5	170	94	269	岡山	10	412	283	705
群馬	3	228	160	391	広島	5	506	302	813
埼玉	13	687	278	978	山口	4	323	266	593
千葉	8	680	218	906	徳島	9	172	183	364
東京	22	2,199	1,582	3,803	香川	3	62	25	90
神奈川	19	988	495	1,502	愛媛	1	322	382	705
山梨	12	152	118	282	高知	2	266	312	580
新潟	1	274	213	488	福岡	7	474	148	629
長野	8	363	387	758	佐賀	5	121	68	194
富山	—	60	103	163	長崎	2	266	114	382
石川	—	152	277	429	熊本	—	219	425	644
福井	2	134	217	353	大分	3	234	463	700
岐阜	5	455	321	781	宮崎	1	146	128	275
静岡	29	353	300	682	鹿児島	2	271	185	458
愛知	24	856	362	1,242	沖縄	3	61	48	112
三重	6	239	145	390	計	354	17,801	12,833	30,988

(1)　許可施設

許可施設数の推移は，第2—5—22表のとおりである。56年度末現在における現存許可施設数は354施設であって，前年度末に比べ30施設（9.3%）の増加となっている。

許可件数は，52年度以来毎年度，前年度を上回る増加となっていたが，56年度においては前年度を下回った。

第 2—5—22 表　年度別有線テレビジョン放送許可施設数

区分＼年度	52	53	54	55	56
許可件数	22	34	57	58	32
廃止件数	8	4	8	8	2
施設数	195	225	274	324	354

56年度における許可施設32施設の設置目的等をみると都市における受信障害の解消を目的とするもの，いわゆる補償施設（高層建築物，高架道路，国鉄新幹線等人為的原因により発生した受信障害を解消するために，原因者負担の考え方に基づいて，ビル建築主等の原因者が設置した施設）が26，地形による難視聴解消を目的とするもの4，地形による難視聴解消及び放送番組の多様化を目的とするもの2となっている。

許可施設の規模，運営主体及び業務の状況は，次のとおりである。

ア．施設の運営主体及び規模

第 2—5—23 表　運営主体別・規模別有線テレビジョン放送許可施設数

（56年度末現在）

運営主体	施設の規模（引込端子数）						計
	501〜1,000	1,001〜2,000	2,001〜3,000	3,001〜5,000	5,001〜10,000	10,001以上	
営利法人	17	19	10	10	4	6	66
任意団体	101	57	14	4	1	1	178
国・地方公共団体	12	4	4	3	1	—	24
特殊法人	6	2	1	2	1	—	12
公益法人	20	20	3	7	5	1	56
協同・共済組合	3	2	2	—	1	1	9
個人	2	1	—	—	—	—	3
その他	2	2	2	—	—	—	6
計	163	107	36	26	13	9	354

（注）　運営主体の「その他」には，共同設置（運営主体が営利法人と任意団体，NHKと任意団体等）のもの及び学校法人のものを掲上した。第 2—5—24 表の「その他」も同じ。

許可施設の設置運営主体の状況（56年度末現在）を規模別に見ると第２—５—23表のとおりである。

運営主体別では，任意団体（受信者組合）の施設が178で最も多く，全体の50.3％を占め，以下営利法人，公益法人，国・地方公共団体，特殊法人，協同・共済組合，個人の順となっている。

有線テレビジョン放送法施行直後の48年度末現在と56年度末現在の運営主体別の施設数及び構成比率は，第２—５—24表のとおりであって公共性が強い団体の施設の増加が目立つ。

最近の施設の規模の推移を見ると，引込端子数3,001以上の施設数は，51年度末の19施設から56年度末48施設に，その構成比率が10.5％から13.6％と

第 2—5—24 表　運営主体別有線テレビジョン放送施設数及び構成比率

（48年度末現在及び56年度末現在の比較）

運営主体／年度	営利法人	任意団体	国・地方公共団体	特殊法人	公益法人	協同・共済組合	個人	その他	計
48	27 (18.1)	99 (66.4)	7 (4.7)	1 (0.7)	4 (2.7)	5 (3.4)	6 (4.0)	— (—)	149 (100.0％)
56	66 (18.6)	178 (50.3)	24 (6.8)	12 (3.4)	56 (15.8)	9 (2.5)	3 (0.8)	6 (1.7)	354 (100.0％)

（注）（　）内は，構成比を示す。

第 2—5—25 表　業務別有線テレビジョン放送許可施設数

（56年度末現在）

区別	施設数	構成比（％）
同時再送信	306	86.4
同時再送信と自主放送	46	13.0
自主放送	2	0.6
計	354	100.0

（注）「同時再送信と自主放送」を行う施設には，他の有線テレビジョン放送事業者に施設を提供して自主放送を行う７施設が含まれている。

増加したことに見られるように施設の大型化が進んではいるが，その約半数（46％）は，引込端子数501から1,000までの施設によって占められている。

イ．業務の内容

有線テレビジョン放送の業務内容別に見た許可施設数は，第２—５—25表のとおりである。その大部分はテレビジョン放送の同時再送信のみを行うものであるが，自主放送を行うものも徐々に増加しつつある。

同時再送信業務を行う施設を目的別に見ると，第２—５—26表のとおりである。辺地難視聴及び都市受信障害の解消を目的とするものが多いが，番組の多様化を目的とするものもかなりある。

ウ．自主放送

許可施設のうち自主放送を行っているものは，56年度末現在で48施設（13.6％）となっているが，このうち46施設は，同時再送信業務と併せて自主放送

第 2—5—26 表　同時再送信業務の目的別有線テレビジョン放送許可施設数　（56年度末現在）

区別	施設数	構成比（％）
難視聴解消	236	67.1
難視聴解消と番組多様化	67	19.0
番組多様化	43	12.2
その他	6	1.7
計	352	100.0

（注）1．「難視聴解消」を目的とするものとは，当該有線テレビジョン放送施設区域をその放送対象地域としているテレビジョン放送が，地形や高層建築物等によって良好な受信が困難となっているために，有線テレビジョン放送施設により当該テレビジョン放送を同時再送信するもの（いわゆる区域内再送信）である。

2．「番組多様化」を目的とするものとは，地元のテレビジョン放送のチャンネル数が少ないために，当該有線テレビジョン放送施設区域をその放送対象地域としていない遠方のテレビジョン放送事業者の放送を受信して同時再送信するもの（いわゆる区域外再送信）である。

3．「その他」とは，住宅団地の美観確保を目的とするもの等である。

を行っているものである。また，有線テレビジョン放送施設者（施設の設置について許可を受けた者）から施設の提供を受けて（いわゆるチャンネルリース）自主放送を行っている有線テレビジョン放送事業者は，5事業者（7施設）である。

また，特色ある自主放送を行っている許可施設の事例としては，都心部のホテルやマンションの外国人を主な対象として英語放送を行うもの，地域の小・中学校を有線テレビジョン放送システムに組み込み，視聴覚教育の一環として学校放送を行うもの，離島対策として放送番組の多様化を図るため東京の民放番組のビデオテープを空輸して放送するもの，各種農事情報の計画的提供により農業生産の近代化及び農村社会の生活環境の向上を目的とするもの等がある。

自主放送番組の一般的な内容としては，地方公共団体や農業協同組合からの広報，地域社会のニュース，ショッピング情報，市町村議会中継，地域住民参加番組，テレビジョン放送番組の再放送等がある。

エ．料　　金

有線テレビジョン放送の役務の料金としては，契約料（加入金）及び利用料（維持管理費）を徴収しているのが一般的であるが，施設の設置運営主体，設置目的及び規模によって料金額が異なる傾向を示している。営利事業として番組の多様化のための区域外再送信を行う施設に比較的高額な料金を徴収しているものが見られるのに対し，都市におけるいわゆる補償施設では，契約料は無料，利用料は無料又は比較的低額のものが一般的である。

許可施設のうち料金を徴収するものについて見ると契約料は，1万円を超え3万円までのものが最も多く（46.6%），次いで1万円以下のもの（19.6%），3万円を超え4万円までのもの（14.1%），4万円を超え5万円までのもの（11.0%）の順となっており契約料を徴収する施設の68.1%が3万円以下となっている。

なお，契約料の最も高額な施設では8万円となっている。

利用料は，200円を超え500円までのものが最も多く（42.1%），次いで200

円以下のもの（33.5％），500円を超えるもの（24.4％）の順となっており，利用料を徴収する施設の75.6％が500円以下である。

なお，利用料の最も高額な施設では月額3,000円となっている。

（２）　業務開始届出施設

56年度末現在における業務開始届出済みの有線テレビジョン放送施設数（許可施設数を除く。）は，１万7,801施設であって前年度に比べ1,483施設（9.1％）の増加となっており特に建築物の高層化，高速道路の立体化が進んでいる大都市や国鉄新幹線の沿線地域等において増加の傾向が著しい。その主な地域は，大阪府（前年度比23.4％増），大阪市（同21.4％増），埼玉県（同19.2％増），東京都特別区（同13.8％増）及び神戸市（同13.4％増）等である。

運営主体及び業務の状況は，次のとおりである。

ア．運営主体

業務開始届出施設の設置運営主体の大半は，受信者によって構成された任意団体（主として地元受信者組合）であるが，それらの任意団体の半数以上は，辺地難視聴の解消のためにＮＨＫと共同で施設を設置運営しているものである。

イ．業務の内容

業務の内容を見ると，56年度末現在で同時再送信のみを行うもの１万7,770施設（99.8％），同時再送信と自主放送を行うもの17施設，自主放送のみを行うものが14施設となっており，テレビジョン放送の難視聴の解消を目的とするものがほとんどである。

ウ．料　　金

料金を徴収するものについて見ると，契約料は74.8％の施設が２万円以下であり，また，利用料は90.9％の施設が月額200円以下である。

なお，都市におけるいわゆる補償施設を任意団体が管理運営しているものにあっては，契約料は無料，利用料は無料又は月額200円以下としているものが一般的である。

2　有線ラジオ放送

56年度末における有線ラジオ放送施設数は，9,120施設であって前年度末に比べ509施設（5.9%）の増加となっている。都道府県別の施設数は，第2—5—27表のとおりである。また，最近5年間の有線ラジオ放送施設数の推移は，第2—5—28表のとおりである。

有線ラジオ放送業務は，共同聴取業務（ラジオ放送を受信して再送信するもの），告知放送業務（ラジオ放送以外の音声その他の音響を送信するもの）及び街頭放送業務（道路，広場，公園等公衆が通行し又は集合する場所で，

第 2—5—27 表　都道府県別有線ラジオ放送施設数

（56年度末現在）

都道府県	施設数	都道府県	施設数	都道府県	施設数
北海道	163	長野	248	岡山	182
青森	438	富山	59	広島	420
岩手	244	石川	410	山口	182
宮城	291	福井	52	徳島	66
秋田	87	岐阜	59	香川	84
山形	78	静岡	159	愛媛	424
福島	166	愛知	194	高知	134
茨城	84	三重	262	福岡	249
栃木	50	滋賀	112	佐賀	105
群馬	88	京都	115	長崎	86
埼玉	162	大阪	205	熊本	230
千葉	117	兵庫	354	大分	58
東京	418	奈良	164	宮崎	102
神奈川	263	和歌山	273	鹿児島	605
山梨	44	鳥取	534	沖縄	88
新潟	104	島根	108	計	9,120

第 2—5—28 表　年度別有線ラジオ放送施設数

年度別	52	53	54	55	56
施設数	7,932	8,115	8,255	8,611	9,120

音声その他の音響を送信し，又はラジオ放送を受信して再送信するもの）に分類される。

告知放送業務としては，農山漁村において地域情報や農事関係ニュース等を放送するもの，この業務とラジオ放送の共同聴取業務を併せて行うもの，以上の業務と電話業務を併せて行うもの，都市において飲食店等に音楽を放送するもの（有線音楽放送）がある。

56年度末における業務別の有線ラジオ放送施設数は，第2—5—29表のとおりである。

第 2—5—29 表　業務別有線ラジオ放送施設数

（56年度末現在）

業務別		施設数	構成比(%)
共同聴取業務		122	1.3
告知放送業務	① 農山漁村において地域情報や農事関係ニュース等を放送するもの	4,701	51.5
	② ①とラジオ放送の共同聴取を併せて行うもの	1,338	14.7
	③ ②と電話業務を併せて行うもの	778	8.5
	④ 有線音楽放送を行うもの	689	7.6
街頭放送業務		1,492	16.4
計		9,120	100.0